# 石川来公報

平成 29 年 11 月 21 日

第 13057 号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

# 目 次

# 告 示 (厚生政策課) 1 (厚生政策課) 1 (原生政策課) 1 (原生政策課) 1 (原生政策課) 1 (原生政策課) 1 (同 ) 1 (中国疾援法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同 ) 2 (介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 2 (介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

	これずからかず水が光正。	//ШШ	
		(	同
○指定介護予防	サービス事業者の事業の原	経止の原	届出

○指完民宅サービス事業者の事業の廃止の居出

( 同 ) 3

○河川区域の廃止により生じた廃川敷地等(河 川 課) 3 ○一般競争入札の落札者等 (教育委員会事務局) 3

公 告

○県有財産売払入札公告 ○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

(経営支援課) 6

○市町が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を適 当とする決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 6

告 示

# 石川県告示第519号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり 指定した。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
井村内科・腎透析クリニック	白山市美川中町ル40番地1	平成29年10月1日
美川アルプ薬局	白山市美川中町ヲ33番地 1	"

#### 石川県告示第520号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所 在 地	指定年月日
井村内科・腎透析クリニック	白山市美川中町ル40番地1	平成29年10月1日
美川アルプ薬局	白山市美川中町ヲ33番地1	"

#### 石川県告示第521号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止し

た旨の届出があった。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
加藤クリニック	河北郡津幡町字北中条ラ29-2 パル駅前102 号	平成29年9月30日
井村内科医院	白山市美川北町ヲ67番地1	"
美川アルプ薬局	白山市美川北町ヲ68番地8	"

#### 石川県告示第522号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所 在 地	廃止年月日
加藤クリニック	河北郡津幡町字北中条ラ29-2 パル駅前102号	平成29年9月30日
井村内科医院	白山市美川北町ヲ67番地1	"
美川アルプ薬局	白山市美川北町ヲ68番地8	"

# 石川県告示第523号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事業者の名称又は氏名 事業者の名称又は氏名		指 定 年月日	サービスの種類
1761391232	株式会社 ライフイノベーション	訪問看護ステーション かのん 野々市市長池208番 カサデオリー ヴァ 101号室	平成29年	訪問看護
1762291225	有限会社 アクティス	テラス訪問看護ステーション 白山市水島町345番地	"	"

# 石川県告示第524号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス 事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1761391232	株式会社 ライフイノベーション	訪問看護ステーション かのん 野々市市長池208番 カサデオリー ヴァ 101号室	平成29年 11月1日	介護予防訪問看護

#### 石川県告示第525号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業 を廃止する旨の届出があった。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス 事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止した サービス の 種 類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1772100119	772100119   社会福祉法人 相生会	かほく市七塚デイサービスセンター	通所介護	平成29年
		かほく市遠塚口52番地10		11月6日

#### 石川県告示第526号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のと おり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス 事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止した サービス の 種 類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1772100119	社会福祉法人 相生会	かほく市七塚デイサービスセンター かほく市遠塚口52番地10	介護予防通所介護	平成29年 11月6日

#### 石川県告示第527号

河川区域の廃止により、廃川敷地等が生じたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、石川県土木部河川課及び石川土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 河川の名称
  - 二級河川犀川水系伏見川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成29年11月21日

3 廃川敷地等の位置

野々市市長池328番及び329番並びに二日市166番及び167番並びに白山市横江町4171番から4173番まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,149.77平方メートル

## 石川県告示第528号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につ き、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法

平成29年度石川県新図書館納入資料(図書) 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 石川県立図書館総務グループ 金沢市本多町3丁目2番15号
- 3 落札者を決定した日 平成29年11月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚三丁目1番1号
- 5 落札金額 985円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成29年9月29日

告 公

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。 平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

# 1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所 在 地 番	財産区分	地 目	地 積	最低売却価格
1	金沢市末町弐拾字51番、52番	土地	宅 地	1,279.60 m <sup>2</sup>	19,800,000円
2	金沢市つつじが丘207番2、208番2	土地	宅 地	$301.63\mathrm{m}^2$	2,820,000円
3	羽咋市大川町二丁目168番、169番、170番	土地	宅 地	$639.14\mathrm{m}^2$	6,970,000円
4	鹿島郡中能登町能登部上甲82番44	土地	宅 地	$331.06\mathrm{m}^2$	3,180,000円
5	七尾市魚町130番	土地	宅 地	$933.81\mathrm{m}^2$	13,500,000円
6	七尾市矢田町弐四号白土6番36	土地	宅 地	$168.86\mathrm{m}^2$	2,130,000円
7	輪島市堀町壱五字2番52	土地	宅 地	$273.08\mathrm{m}^2$	1,550,000円
8	輪島市町野町東大野長瀬町82番	土地	宅 地	$572.90\mathrm{m}^2$	984,000円
9	鳳珠郡能登町字小木口字15番 4	土地	宅 地	$162.30\mathrm{m}^2$	506,000円
10	鳳珠郡能登町字小木口字15番 5	土地	宅 地	$162.02\mathrm{m}^{^2}$	594,000円
11	鳳珠郡能登町字小木口字15番 9	土地	宅 地	$161.35\mathrm{m}^2$	491,000円
12	珠洲市飯田町弐九部3番	土地	宅 地	$235.74\mathrm{m}^2$	1,910,000円

#### 2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入 札 日	時	入 札 場 所	開札
1	平成29年12月18日(月)	午前10時30分	金沢市鞍月1丁目1番地	
2	十成29年12月16日(月)	午後1時30分	石川県庁行政庁舎603会議室(6階)	
3		午前11時30分		
4	平成29年12月19日(火)	午後1時30分	七尾市本府中町ソ27番9	
5	十败25年12月19日(火)	午後3時	中能登土木総合事務所入札室(1階)	入札後、
6		午後 4 時30分		即時開札

	7	平成29年12月20日(水)	午後1時30分	輪島市河井町22部1-1	
	8		午後3時	奥能登土木総合事務所会議室(5階)	
	9		午後2時30分		
ſ	10		午後3時30分	珠洲市野々江町シの部32番地	
	11		午後 4 時30分	奥能登土木総合事務所	
	12		午後1時	珠洲土木事務所会議室(2階)	

3 現地説明の日時及び場所

現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

平成29年11月21日 (火) から同年12月7日 (木) までの毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

平成29年11月22日(水)から同年12月8日(金)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号) 第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
  - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 入札案内書の交付期間及び交付場所
  - (1) 交付期間

平成29年11月21日 (火) から同年12月8日 (金) までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

名称	住 所	電話番号
石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1266
中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ27番9	0767-52-5100
奥能登土木総合事務所	輪島市河井町22部1-1	0768-22-0567
奥能登土木総合事務所	世紀 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0768-82-2165
珠洲土木事務所	珠洲市野々江町シの部32番地	

## 6 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課まで持参し、又は郵送しなければならない。
- (2) 受領期限

平成29年12月8日(金)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。) 以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課 電話番号 076-225-1266

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン金沢店

金沢市福久二丁目24番地ほか55筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

公告日 平成29年7月7日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境 の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成29年11月21日から同年12月21日まで

市町が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次のとおり市町が行う土地改良事業に係る換地計画の認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成29年11月22日から同年12月21日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の3第1項の規定により、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議を申し出ることができる。 平成29年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
金 沢 市	薬師地区	換地計画書の写し	金沢市役所

(1箇月2,350円送料とも)